

埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画の最終案について

資料 1

◎第1回部会以降の意見照会等の結果について

- ① 県民コメント 0件
- ② 特措法に基づく意見等 9件 (意見照会先:63市町村、28指定地方公共機関、3関係団体)
- ③ 統括庁の事前確認 4件

分野	意見	箇所	対応	概要
医療	人材育成は、感染を広げない、重症化させないという視点から、ケアに取り組む、一般病院や施設の医療従事者への教育こそ重要である。	P.94 第3部第8章第1節 (2)1-3②	趣旨 反映済	P.35 第3部第1章第1節(2)1-3⑤ 「県は、新型インフルエンザ等に携わる医療従事者、ICNをはじめとした感染対策に従事する看護師、入院調整本部を担う医師等の専門人材、事務職員等の養成等を行う。」と記載済。 (意見箇所) 県等は、国や医療機関と協力して、研修や訓練等を通じて、人工呼吸器やECMO等を扱う医療人材、感染症専門人材の育成を推進する。
治療薬 ・治療法	「県は、抗インフルエンザウイルス薬について、製造販売業者による流通備蓄を含む備蓄量の把握を行う。」とあるが、卸売販売業者も含めて記載すること。	P.110 第3部第9章第2節 (2)2-4①	修正	P.110 第3部第9章第2節2-4① 「県は、抗インフルエンザウイルス薬について、国と連携し、製造販売業者による流通備蓄を含む備蓄量の把握を行うとともに、卸売販売業者の流通状況についても把握に努める。」と修正。
県民生活 ・経済	政府行動計画と同様に、犯罪の予防・取締りについて、県警に協力を要請するなどの対応を検討すること。	P.150 第3部第13章第3節 (2)3-1-6	追記 修正	P.150 第3部第13章第3節(2)3-1-6 犯罪の予防・取締り 「県は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底するよう、県警察に対し要請する。」と追記。